

# 法曹養成制度改革顧問会議

## 第2回会議 議事録

第1 日 時 平成25年10月10日（木）自 午後3時00分  
至 午後4時59分

第2 場 所 法務省第1会議室

### 第3 議 題

- 1 開会
- 2 司法試験について
- 3 司法修習について
- 4 平成25年司法試験予備試験論文式試験の結果について
- 5 次回の予定、閉会

### 第4 出席者

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問

発言者 最高裁判所事務総局小林審議官，法務省刑事局神村総務課長，日本弁護士連合会鈴木事務次長

法曹養成制度改革推進室 大場室長、松本副室長

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので、「法曹養成制度改革顧問会議」の第2回会議を始めさせていただきます。

まず、推進室から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日、お手元にお配りしております資料は、こちらの資料目録に記載のとおりでございます。全部で、資料番号としては6で、資料5と資料6に枝番が付いておりますので、御確認願います。

さらに、この配付資料つづりとは別に、司法修習に関するアンケートの資料をお配りしております。

また、皆様方の席上には、前回と同様、青色のファイルで参考資料を置いておりますので、適宜御参照ください。

なお、事実上の配付資料といたしまして、後に私の御説明で活用いたします内容につきまして、便宜上、口頭だけでは分かりにくいと思ひまして、その概要部分の抜き出し、あるいは、前回からこれまでの間に検討会議の議事録等をお配りしているところがございますが、その該当部分をピックアップしたものを皆様の席上に配付しております。後の御説明で使いますが、前後の関係も含めて、原資料でも御確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○大場室長 今、説明のありました資料の中の司法修習に関するアンケートについてですが、この取り扱いについての考え方を少しお話しさせていただきます。

司法修習に関するアンケートは、最高裁に設置されました司法修習委員会、それと、その下のワーキンググループの検討資料として活用する目的でアンケートを実施しているものでありまして、現時点で公表されていないと聞いております。したがひまして、こちらの顧問会議で先行して公表するという性質のものではないと思われまますので、推進室といたしましては、非公開の対応とさせていただきますと考えております。この点につきまして、座長、顧問の皆さんの御意見を頂戴いただければと思ひております。

○納谷座長 それでは、資料の公開について、皆さんにお諮りしたいと思ひます。今、大場室長から説明がありましたように、この資料自体は司法修習委員会で検討するために先行して準備した資料だということです。今日は御説明をいただくという関係で資料を出していただきましたけれども、私としては非公開にいただければと思ひておりますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 よろしいでしょうか。では、そういうことで。

○大場室長 分かりました。では、そのようにさせていただきますと思ひます。

それでは、本日の議事は、お手元の議事次第にございますように、主に司法試験と司法修習の関係であります。それらについての御意見を頂戴する前に、前回の会議で幾つか御質問や御要望のあった点がありますので、これにつきまして推進室から御説明させていた

だきたいと思います。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

まず、法曹人口の調査についてでございます。お手元の配付資料1を御覧ください。前回のこの会議の際には、私から、今後の法曹人口の在り方につきましては、第4回会議で議論する予定であることを御説明申し上げたところでございますが、前回の会議におきまして、これは早い方がいいのではないのかという御指摘もいただきましたので、次回、第3回、11月12日の会議で、当室が現在のところ考えております法曹人口の調査に関する検討事項をお示しをいたしまして、この顧問会議で御議論をいただきたいと思っておりますのでございます。

さらに、前回、司法制度改革の当時、司法試験の年間合格者数3,000人という目標を立てるに際して、どのような予測に基づいていたのかという御質問がございました。この点につきまして、司法制度改革審議会におきます議論を遡ってみましたところ、当時の諸外国、諸外国というのはアメリカ、イギリス、フランス、ドイツでございますが、当時の諸外国の弁護士1人当たりの人口を比較しました上で、日本の法曹人口をこれらの諸外国、英米独仏の中で最も少ないフランス並みにするとすれば、5～6万人に増やさなければいけないということから、それを前提として、増やすペースをどのようにするのかという点につきまして、平成30年頃には5万人程度に達するという数値として、年間3,000人という目標になったと考えております。もっとも、そのような議論の際に、どのような分野でどのくらい需要が拡大するから、この5万人が必要なのだといった根拠となるような具体的な数字、あるいはその根拠というものは、我々がチェックした限りでは見当たりませんでした。

なお、この法曹人口の在り方に関しましては、先ほど申し上げましたように、今後調査を予定しておりますところ、調査においてどのような要素を検討すべきかという点につきまして、次回、是非顧問の皆様の御意見をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、司法試験の合格者数に関しまして、ここ数年、2,000人前後となっていることにつきまして、司法試験の合格判定の在り方について御質問がございました。司法試験の合格者の決定に関しましては、司法試験法におきまして、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定することとされております。この合否の判定に際しましては、実際の試験結果に基づき必要な学識経験を有し、司法試験の問題の作成や採点も行っております考査委員の合議によって判定がなされまして、これを踏まえて司法試験委員会において合否の決定がなされてきたものでございます。この考査委員の会議におきまして、いかなる事項をどの程度考慮するのかという点につきましては、個々の考査委員の方々の御判断に委ねられているところでございまして、この点を一義的に説明することは困難でございます。ただ、試験の結果の判定でございますので、採点をしたことに伴う採点実感や、過去の司法試験の結果との比較などを考慮に入れておられる場合

が多いのではないかと考えております。

さらに、司法試験の結果における得点分布についての御質問がございました。この点につきましては、資料2を御覧ください。資料2は、司法試験の結果につきまして、合格率の高い法科大学院と、そうでない法科大学院の出身者の成績分布、または予備試験合格者の成績分布を示す資料となっております。この表の一番上の黄色の部分が予備試験合格者で、ピンク色の部分が平均以上の合格率を出している法科大学院、そして緑色の部分が合格率が平均の半分未満の法科大学院という分類でございます。

これら3つのグループにつきまして、司法試験の総合点の成績分布を示しましたのが、これに続く3枚でございます。

まず、1ページ目は、予備試験合格者の成績分布でございまして、800点のところを赤で囲んでおりますが、これがピーク、最も人数が多い点数となっております。予備試験合格者では800点以上810点未満が10人となっておりますが、これが最も多い分布となっているところでございます。

次のページにつきましては、ピンク色の平均以上の法科大学院、いわゆる上位校の成績分布でございまして、最も多い点数が780点以上790点未満の赤で囲んでおります104名となっております。

続きまして、1枚おめくりください。3ページ目が緑色の部分、平均の半分以下の合格率である法科大学院についてのものでございまして、最も多いものが720点以上730点未満の39名となっている状況でございます。

さらに、前回、司法修習の指導の在り方について、全国的な基準があるのかという御質問をいただいておりますが、この点につきましては、資料3といたしまして、司法修習生指導要綱というものを御用意させていただいておりますので、御参照ください。

さらに、前回、法科大学院修了生の進路状況についての御質問がございました。この点につきましては、資料4を御覧ください。文部科学省におきましては、平成24年7月の中教審の提言を踏まえまして、法科大学院修了者の進路に関する調査を実施されております。

2ページ目を御覧ください。こちらがその調査結果を示したグラフでございます。紫色が司法試験合格者を示しておりますが、それ以外の者が合格していない者となります。法科大学院修了から余り期間を置かない学年につきましては、緑色の受験勉強中というのが割合として多くなっておりますが、それ以外の者につきましては、ピンク色の部分が就職、つまり、企業に就職したり、公務員などになった者、黄色が法科大学院入学前の職と同じ、または継続、青が進学となっているところでございます。もっとも、法科大学院を修了した後の状況につきましては、修了生から情報が得られない限り、法科大学院としても把握できないということでもございますので、進路としては不明となっている者も多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○大場室長 ただいま、前回の御質問や御指摘があった点についてお答えしましたけれども、何か、これに関して御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、宮崎顧問。

○宮崎顧問 次回に司法試験合格者数の調査について議論をするということを先ほど御説明いただきました。私は、前回、調査の結果を待つ間は、放置することはもはやできないのではないかとということも申し上げましたけれども、それはともかくといたしまして、調査の項目を議論するに当たりまして、確か総務省から、法曹人口についての一定の詳細な調査が行われ、法務省に勧告もなされていたと聞いておりますし、本日、この資料中にも概要は入っているようでありますけれども、もう少し詳細な、どのような人口調査をしたのか、ニーズ調査をしたのかということが分かるような資料についても御提供をいただいて、また、その勧告に対して、法務省はどのように回答されたのかということについても分かるような資料をいただきたいということが1点です。

それから、2点目は、合格者数の決定については、法曹については随分長いこと議論してきたわけですが、一方、公認会計士の世界でも、一旦合格者数が3,000人超であったものが、確か今年は1,300人ぐらいまで激減させていると思います。それについてはどのような議論があったのかということについても、次回、議論をさせていただくときの参考になろうと思いますので、議論の経過とかが分かる資料をお願いしたいと思います。

併せて、公認会計士の試験の前に、金融庁が確か合格者数の在り方というようなものをホームページでアナウンスをしていた記憶があります。合格者数は抑制的に考えると、あらかじめガイドライン的なことを受験生に告知していたことも確か記憶しているので、その辺りの資料も用意していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○松本副室長 ありがとうございます。

調査といいますのは、直接的には司法試験の合格者数の調査ではなくて、法曹人口の調査という位置付けでございますが、宮崎顧問から御指摘がありました資料等につきましては、可能な限り用意をして、可能であれば事前にお届けをするという形で対応させていただければと思います。よろしく願いします。

○大場室長 他にはよろしいですか。前回の宿題に対する説明ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今日のテーマの1つであります司法試験の議題について、お願いしたいと思います。推進室から、現在の司法試験の改革に関する検討状況などについて説明させていただきます。

○松本副室長 それでは、私から御説明申し上げます。

この点につきましては、まず、資料5-1を御覧ください。資料5-1の上段に点線で囲んだ枠がございますが、この枠内は本年7月の閣僚会議決定で、法務省において1年以内に法案を提出することとされている事項でございます。その下の実線の枠内に記載し

ておりますものが、推進室、我々において検討すべきこととされている事項でございます。

まず、この閣僚会議決定で1年以内に法案を提出することとされている点について御説明申し上げます。資料5-2を御覧ください。資料5-2に基づきまして、受験回数制限の緩和について御説明申し上げます。

受験回数制限につきましては、現行法におきましては、法科大学院修了又は予備試験合格後5年の期間内に3回まで受験できるものとなっております。これは、制度趣旨のところに記載しておりますとおり、旧司法試験制度の下では、受験競争が激化して、受験技術優先の傾向が進んで質が低下することが懸念されていたことや、多数の司法浪人という人たちが滞留して、社会的にも損失であると考えられたことなどから、新しい法曹養成制度の下では、法科大学院を中核とする法曹養成制度を整備しますとともに、法科大学院教育の効果が薄れないうちに受験をさせて、また、これによって受験生の滞留を回避し、場合によっては早期の転身を促すという趣旨から、5年に3回までという制限を設けたものでございます。

しかしながら、制度開始後、司法試験合格率が低迷している中、5年間に3回という制限につきましては、法曹を目指すことの高リスクが高いと捉えられる一因ともなっていると考えられていること、あるいは受験期間と回数が一致しないために、法科大学院を修了してもすぐに受験しないというような、いわゆる受け控えが増えていることなどから、改正案の枠に記載しておりますように、5年間に5回まで緩和することとしております。

なお、経過措置、つまり、5年5回の緩和の対象となる者の範囲につきましては、これは下段の方に書いておりますけれども、検討会議の取りまとめでも示されておりますとおり、もともと法科大学院教育の効果が維持されると思われる期間は5年間程度であるとの考えに基づきまして、司法試験の受験期間5年間と定めている以上、改正法の施行時に、改正法の施行の時点で、その5年間に過ぎた人たちについては対象としない。つまり、そのような人につきましては、受験資格は復活しないという方向で考えておるところでございます。

続きまして、2点目は、司法試験の短答式試験の科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するという点についてでございます。申し訳ありませんが、1枚お戻りいただいて、資料5-1にお戻りください。これは、法曹養成制度検討会議におきまして、現在の司法試験につきましては、科目が多過ぎることなどから、受験生の負担が重過ぎて、かえって基本的なことを確実に修得できていない受験生が増えているのではないかといった指摘がございました。そのため、法科大学院教育におきまして、基本科目をより重点的に学ぶことができるように改善を図ることと、司法試験との連携を図るとの観点から、短答式試験を基本的な3科目に絞ることによりまして、受験生がより基本的な知識を集中的に理解できるようにすることが必要と考えられたものでございます。

続きまして、推進室において検討すべきとされている事項について御説明申し上げます。検討会議の取りまとめにおきましては、論文式試験の試験科目の削減につき、選択科

目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ、新たな検討体制において検討するとされました。この推進室、あるいは御意見を伺う顧問会議が新たな検討体制に当たります。この問題につきましては、この取りまとめにもありますように、予備試験との関係に留意をする必要がございます。また、選択科目を廃止することによる法科大学院教育への影響も考えなければならないと推進室では考えております。

このような理由から、現時点におきましては、選択科目廃止を当推進室の方針として立てるものではなく、顧問の先生方に御意見をいただきながら、今後、司法試験科目について、法科大学院関係者の方々のヒアリングを実施した上で、丁寧に検討を行っていきたいと考えているところでございます。

そのため、資料5-1及び5-3につきましては、このような経緯を踏まえまして、仮に選択科目を廃止するとした場合には、予備試験に及ぼす影響も踏まえまして、考えられる案という形で用意をさせていただいたものでございます。この点、くどく申し上げておりますのは、これから司法試験に臨む受験生にあらぬ誤解を与えぬようということからでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、仮に廃止する場合の案といたしまして、推進室が検討しております内容につきまして、資料5-3のポンチ絵に基づいて御説明申し上げます。黄色と青で書いている絵でございますが、左側が現行制度、右側が選択科目を廃止するとした場合の改正案の一案でございます。既に決定されております5年5回とか、本試験の憲・民・刑への限定に加えまして、司法試験からは選択科目を廃止するというところでございます。

これとの関係で、予備試験にどのような影響が出るのかという点につきましては、ここに記載しておりますように、予備試験の短答式試験も、現在は、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法等が入る内容となっておりますが、これらの法律科目につきましては、本試験と合わせまして、憲法・民法・刑法に限定することが考えられるのではないかと考えております。

さらに、短答式試験では、一般教養科目というものがございますが、大学卒業者につきましては、免除という方策もあるのではないかと考えております。

さらに、論文式試験につきましては、法科大学院修了者と同程度の能力等を判定するという予備試験の立て付けからいたしまして、司法試験で選択科目を廃止することとの対応で、前後いたしました。司法試験で選択科目を廃止することは、法科大学院へこの点についての教育は必要ないと考えているわけではございませんでして、その点の教育は当然、非常に重要だということを前提とした上での廃止でございますので、法科大学院の修了者と同程度の能力等を判定するという予備試験におきましては、逆に選択科目を追加することが必要ではないかと考えております。

ただ、現行の予備試験の論文式試験におきましては、一般教養科目も試験科目となっております。この点につきましては、選択科目を追加することとの関係で、一般教養科目というものは廃止することが考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大場室長 それでは、司法試験の関係について御説明いたしましたけれども、何か御質問等ありましたら、この時点でまず伺っておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 論文式の選択科目を廃止した場合、その科目を法科大学院のカリキュラムとしてどこまで残すか、ということについて何か対応策等はございますか。

○松本副室長 その点につきましては、文部科学省との協議が必要だと考えておりますが、現時点におきましても、こういう我々の考え方なども含め、法科大学院での充実方策全般という点については協議を始めているという状況でございます。

○阿部顧問 分かりました。

○大場室長 今の点で御質問ということであれば。どうぞ、宮崎顧問。

○宮崎顧問 ただいまの御説明は、結局、いろいろなヒアリングをした後で、皆さん、議論をして考えましょうと。だけれども、取りあえず推進室としてはこういうことを考えておりますということですね。

○松本副室長 検討会議の取りまとめで、本試験の選択科目の廃止というものが、結論としてではありませんが、明示的に示されております。そういう意味で、選択科目を廃止するとした場合には、こういう立て付けが考えられるのではないのか、それは本試験だけではなくて、予備試験にこういう影響を及ぼすのではないのか、その影響を考えた場合には、予備試験はこういう形で考えられるのではないのかという形での案でございます。顧問御指摘のように、これから法科大学院関係者からのヒアリング等を予定しておりますし、また、こちらでの顧問の先生方の意見も踏まえまして、引き続き検討したいと考えております。

○宮崎顧問 検討会議で結論が出なかったというのは、反対意見も多かったから結論が出なかったということなのですから、今日、ここで我々は何を議論するのか、議論をしないのか、今の説明ではよく分からなかったもので、御説明は承りましたけれども、意見交換はいつ、どのような形ですればいいのか。今日、この後、引き続いてやるということでしょうか。

○大場室長 今後、第3回までの間になると思っておりますけれども、法科大学院関係者等にヒアリングを行います。それを踏まえて、また第3回で御議論いただきたいと思うのですが、今日の時点では、推進室からの説明に基づいて、皆さんの御意見なり、あるいは、こういったところを検討すればいいのではないのかということだとか、そういった御示唆もいただければと思っております。ですから、今日の段階で右だ、左だという結論を言っていたきたいということではないということをお願いしたいと思います。

○納谷座長 要するに、推進室で検討した案については、今日の段階で、こういうことについて、何か御意見があれば聞く、最終的な決め方は次回でやっていく、その間に法科大学院の意見も一応、聞いてみたいというような趣旨で承ったけれども、それでよろしいで



すか。

○大場室長 そうです。再三申し上げているとおり、法曹養成制度検討会議の取りまとめを前提にして、推進室の方で選択科目の廃止も含めて検討するということですので、考えてみたのが今日提示したものということになります。ですので、それを前提に御意見を頂戴できればと思っております。

○納谷座長 要するに、今の段階は、この提案の中身を御理解いただけるか、なぜこういうことを作ったかという経過の説明をしたことについて、御質問があれば受けたいというのが今の推進室の。

○大場室長 そうですね。御質問がありましたら御質問でもいいですし、また、それについての御意見がありましたら、御意見を頂戴するということで、納谷座長の方で仕切っていただければと思います。

○納谷座長 もし意見があるようだったら、私が受けて、皆さんの意見を聞きたいと思えます。もしそちらに切り替えてよろしければ、そちらに切り替えます。

○宮崎顧問 申し上げていいですかね。検討会議でも、未修組の合格率が極めて低迷していることから、未修組の負担をなくすために、細かい知識を聞く短答式試験について、負担軽減の観点から科目を減らそうと。これについては、いろいろ議論した挙げ句、さほど異論もなく、まとまったと思うのです。しかしながら、今度は選択科目の廃止という形になってきますと、結局、多様なニーズに応える法曹を育てるという観点からも極めて問題があるし、それと、司法試験科目を減らすということは、未修組も既修組もみんな減らすわけですから、結局、未修組を狙った負担軽減ということにはならないように思うわけでありまして、むしろ選択の幅を狭めることになるのであって、その点では、法科大学院教育に与える影響も含めまして反対をしたいと思います。

特に、昔から、司法試験科目をいじるということは何回も行われてきたと思えます。たしか、昔、浪人が非常に増えたときに、現役合格者の合格率を高めるためにというので、受験勉強の時間が少ない現役とか、若い方の負担を助けるために科目を減らしたと思えますが、その結果がどうかというと、浪人生も狭い科目で一生懸命勉強するものですから、結局、現役の合格率が上がらなかったという話は聞いているわけでありまして、したがって、これは負担軽減というけれども、はっきり言えば、重箱の隅をつつくような勉強が行われるだけでありまして、短答式試験の未修組の負担を軽減させるということについては理解はできましても、選択科目を削ることが果たして本当に負担軽減になるのかどうかという疑問もあり、また、法科大学院教育に与える影響もあり、この点については反対を申し上げておきたいと思えます。

○納谷座長 宮崎顧問、意見を述べられるなら、そういう形に重点を移してこれから審議したいと思います。

○吉戒顧問 ちょっと議論の進め方について申し上げていいですか。選択科目の削減の話に行く前に段階的に議論すべきことがあると思えます。受験回数の制限については、既

定のことかもしれないですが、この顧問会議の場でも議論をして決めていくという順序にしていけないと、議論の進め方が速過ぎるように思います。

○宮崎顧問 お任せしますが、ただ、私の方でお聞きしていたのは、短答式の科目制限と回数制限については、検討会議でほぼ結論が出ているということなので、結論が出ていない事項について意見を申し上げていたつもりだったわけですね。

○吉戒顧問 結論が出ているようですが、この顧問会議の場でも、それならそれとしてまず確認をして進めるべきではないかと思えます。

○宮崎顧問 それはお任せします。

○納谷座長 ということで、どうですか。もうそろそろ意見に入っていくような、進め方は協議しながらですが、議論をするにはいろいろ立場があると思えますけれども、我々の制約は、あります。いずれにしても、閣僚会議決定で、5年間で5回とか、短答式は3科目と決まっています。これはここで変えるとか何とかの議論はできないと思えます。

もう一つ決まっていることは、司法試験論文試験科目の削減ということについて考えてほしいと。例えば、選択科目の廃止も含めて、もしこれをやるのなら、どういう形を考えたらいいかということで、今、ここに出てきているわけです。それで、今、内閣官房の方で御検討いただいた案が5-3の図表のものではいかがでしょうかということで問題提起をされていますので、削減するとすれば、本試験でどこを削減したらよいいのか。そんなことで、御意見が今、分かれてきている段階だと思えます。宮崎顧問が先ほどおっしゃられたのは、このままで言うと、論文試験は削るべきではない、現行のままでというのが結論的な御意見だと思えますけれども、他の顧問の先生方で何か御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

阿部顧問。

○阿部顧問 まず、選択科目を廃止すること自体は分かります。了解しますが、ただ、条件として、法科大学院が多様な法曹を育成するという基本理念の下に設立されていますので、要は受験科目ではないから勉強しなくてもいいということにならないように、法科大学院を修了する資格を得るために必ず、これらの選択科目の中の幾つかが必要だと。しかも、これが受験科目と同じようなレベルで履修しなければいけないということが担保されることが必要だと思えます。

○納谷座長 どうぞ、吉戒顧問。

○吉戒顧問 ここで今議論しようとしていることは、全て司法試験法の改正が必要なことなのです。できるだけ早く改正案を出すためには、一番早い国会で来年の通常国会なのです。そうすると、残された時間は余りありませんので、ことは慎重に審議すべきではありませんけれども、決めるべきことは決めていくというのが取るべき基本姿勢だと思うのです。回数制限の緩和とか、短答式試験を憲・民・刑に限定すると、これはそのとおりで差し支えありませんし、私も賛成なのですが、ただ、考え方としては、短答式試験の科目を単に受験生の負担の軽減という観点から限定するというのではなくして、むしろ発想と

しては、基本科目の重視という考え方に重きをおいて考えるべきではないかと思います。

○納谷座長 お2人から意見をいただきました。

山根顧問。

○山根顧問 まず、受験回数の緩和ですね。5回まで。これは、若い人にチャンスが広がることは望ましいと思いますし、賛成いたします。司法試験の短答式試験の削減に関しましても、基本を重視するという考え方は理解できますし、これも受験生の負担を軽くするという点で、よいのではないかと思います。幅広く大量の知識を詰め込む、暗記するといったテストから脱却することが以前から求められていると思います。論文式試験の選択科目を廃止というところですが、私、素人で、なかなか分からないところではありますが、ここにおいても基本科目の重視ということに重きを置いているということで御提案なのだと思います。ということで、こうした検討もあり得るのだろうと思っています。司法試験では、基本のところをしっかりと押さえて、その後の司法修習等で、特に関心のある法律の分野を重点的に学んだり、より実践的な形で学びを深めていくことができるのであればよいのではないかと感じます。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 選択科目の削減についてですけれども、これは基本的に短答式試験を憲・民・刑に限定するのと同じで、基本科目の重視という観点から考えるべきであると思います。そういう方向性からすると、推進室が提案するような1つの案はあり得る方向だと私は思います。実際に言いましても、基本科目をしっかり身につけておけば、特別法のような科目は、これは応用のきく話だと思います。私は、旧試験を受けましたけれども、旧制度のときには在学中から受験できますから、選択科目がなくなりますと、基本科目だけ勉強して、選択科目をおろそかにするという傾向はもちろん考えられたわけなのです。しかし、現在は、受験資格として法科大学院修了ということが前提になっています。法科大学院の中では、展開・先端科目の中で選択科目を勉強するようになっているわけですから、それは授業内容担保をどうするかという問題はありますけれども、そこをきっちりしっかりやっただけであれば、選択科目を外すということも十分考えられていいと思います。

○納谷座長 では、有田顧問。

○有田顧問 私も発言しようと思っていたところ、吉戒顧問がほとんどの部分を発言されましたので、意を強くいたしました。司法試験の受験回数ですが、これは私もそれでいいと思います。

それから、短答式の関係ですね。これは論文試験も共通していることだと私は認識しておりますけれども、法律家の一番の基本的なものは公法関係で憲法が主体、民事関係は民法、商法、刑事関係は刑法、刑訴、それに集約されてしまうのではないかと私は思うのです。ですから、それをまず法科大学院で勉強をしてもらって、さらに、先ほどいろいろ御議論が出てきていますけれども、選択科目の場合、どうするのかというのは、まさに阿部顧問がおっしゃったような形の方法はとり得るのだろうなと思います。

3つの柱だけは絶対に外すことのないような形の教育を徹底してもらうとともに、試験科目にもそれをきちっと選んで、短答式は、法律家として3本柱についての最低限の知識はあるかどうか。論文式は、まさにいろいろなことがあるにせよ、法律家としての論理の運びだとか、そういうものをきちっと試していくと、こういうものだとすれば、今、お話が出ているように、選択科目というのはそれほど重要視しなくてもいいかなと思いますし、現に実務に出ますと、私は司法試験でこの科目をやっていませんでしたから分かりませんという話にはならないのですね。どんなことをしてでもクライアントの要望に応じたり、あるいは裁判書を書くときに、徹夜してでも調べ上げて、きちっとやらなければいけないと、こういう問題だと思うのですね。興味のある人はどんどんやらせてもらえばいいですけれども、必然的に選択科目、周辺科目、これはやらざるを得ない、そういう問題だと私は認識していますので、あえて論文試験の中に入れる必要性はないのではないかという感じはしています。ただ、これは意見が後で変わる可能性がありますので。

○納谷座長 もちろん議論して変わる余地があることは十分承知しております。

宮崎さん、さっき、私、途中で切ってしまったので、補充する必要があるらば後でお伺いします。今、聞いてもいいですし。

私自身の考えを述べさせていただきますと、試験科目で全て法曹養成の問題を考えていくということでは、視野が狭い観点から試験科目を考え過ぎてしまうのではないかという危惧を持っています。法曹養成は本来、法科大学院できちんとやるという大前提があって、この検討会議とか、その他でやってきて、ここまで来ているわけですので、そういう意味で、受験科目にしなければ勉強しないかということ、そうではなくて、法科大学院に行く学生は、将来、自分のことを考えて、選択科目に列挙されているような新しい分野に興味があれば一生懸命やる、そういう機会を、予備試験組とは違ったメリットを得たいという、そういう将来にかける投資もあったのではないか。法科大学院教育の充実の中身については文部科学省で検討していると思いますけれども、そういう選択科目の在り方について、どの程度きちんと教えていくか、担保の問題とか、その他あると思いますが、まず、基本的な、最低限度、この辺は押さえておく必要があるという科目で本試験を考えていった方がいいのではないか。

それから、もう一つは、試験に受かった後、実務修習やっていくわけですがけれども、裁判所とか、検察庁とか、弁護士会に行つての、あの実務修習の実態を見ますと、選択科目というのはプラスアルファで考えなければならない。これが今、考えられる修習の実態だと思うのですけれども。そこら辺のこととの整合性も考えながら試験科目を考えていかないと、法科大学院を置いた意味があるのかという議論も出てくるのではないかという感じはします。私は一応、この原案でさらに議論を、今日はある程度まで問題点を出していただいて、次回にきちんとそれぞれお考えいただいたらどうかとは思っております。

どうぞ、宮崎顧問。

○宮崎顧問 他の顧問のお話を聞きますと、基本科目をきちり押さえなければだめだと。

それは当然のことであって、憲法・民法・刑法を、選択科目を1科目増やすことによってないがしろにしろと言っているわけではないわけでありまして、選択科目を1科目増やすことでそれがないがしろになる効果があるとは毛頭思っていないわけです。むしろ逆に考えてほしいのですが、我々のころは学部4年、司法試験でした。ところが、今、更にその上に法科大学院に行くわけですね。勉強期間というのは長くなっているのです。それで昔と同じ科目だけですかと、逆に問いたいわけですね。同じ科目ばかり、憲法・民法・刑法、法科大学院に行っても、また憲法・民法・刑法、非常に重複が多い。修業年限が増えているわけですから、科目数を増やして多様な法曹を育てるという観点が必要ではないか。

それから、もう一つは、私の事務所も毎年、法科大学院卒生を数名ずつ採っています。私はこういう仕事もしていますから、ほとんど全員にアンケートを取っています。選択科目は負担になりましたかという質問をすると、法律科目、基本科目ばかりなので、選択科目は非常に新鮮だったという印象を漏らす人がほとんどでありまして、負担になっているという回答はほとんどお目にかかったことがありません。

それと、三つ目は、選択科目を必死になって勉強したと。例えば、労働法をやった、あるいは知財をやった、租税をやった。すると、そういう方々は、それを将来とも自分の専門科目にしたいというモチベーションが湧いてくるわけなので、選択科目をとる人が何十人、100人、200人ということによって、法律家全体の分野がおのずと広がっていく。これを外してしまうと、昔ながらの法廷弁護士だけの養成制度になってしまうと思います。裁判所あるいは検察庁の方はそれでいいのかもしれませんが、我々は弁護士集団を、多様な分野で活躍してもらおうと思うと、選択科目の問題は極めて大きいということは申し上げておきたいと思います。

○納谷座長 裁判所と検察庁の御出身のお2人がいるのであれですけれども、私も、ちょっとコメントした方がいいかもしれません。これからの裁判所でも、検察庁でも、新しい法分野がたくさん事件に絡まってきていることは事実です。そこは共通の足がかりとして、この会議を進めていただければありがたいな、このように思っております。

○吉戒顧問 1点だけ補足しますけれども、現在、公法系の科目の中に行政法というのが入っています。行政法は、旧制度の下では選択科目なので、だから、今は、旧制度に比べても1つ負担は増えているわけなのです。つまり、そこは違うと思います。

それから、確かに実務の弁護士になった場合に、倒産法、あるいは国際私法、あるいは知財法、労働法の知識は必要ですが、それは法科大学院でしっかり勉強するというのが今の建前なので、ばらばらの科目の中で力を試してみても、本当に力があるのかどうか分かるのかという問題はあると思いますから、私は外していいと思います。

○納谷座長 大学によって、科目設置の仕方とか、同じ科目名でも、その教育の中身などは、各法科大学院でいろいろ違うところがあると思います。これから推進室や文部科学省の方で、先ほど大場室長がおっしゃられたように、ヒアリングしたり、いろいろな科目の関係で、教育にどういう影響を与えるかということも調べていただく予定でいるようです。

そのデータの上で、もうちょっと議論を詰めていくという方向でいかれたらどうかと思いますけれども。そういうことで、よろしいでしょうか。そこはそういう理解にして、次回までに資料が集まれば、それでやっていくことにしたいと思うけれども、どうですか。

○大場室長 それでお願いしたいと思います。私たち推進室も、選択科目に掲げているような科目を軽視していいということではもちろんありませんので、先ほど阿部顧問からもお話ありましたように、法科大学院でそういった科目、あるいはそれ以外のいろいろな科目がありますので、それが勉強できるような、あるいはそれがまた将来に生かせるような勉強をしていただきたいと、こういう気持ちはあるわけでありますので、今日もいろいろ御意見いただきましたので、それも参考にしながら検討していきたいと思っております。

○納谷座長 先ほどの話もあって、私は、ここにあるような選択科目は必要、きっちりと勉強してきていただきたいと思うのですけれども。もう一つ、先ほどの提案の中で、予備試験の中で、削る話のほかに、5-3の資料を見ると、多分、次回に決まると思うのですが、選択科目を追加するという言葉が一応、入っているんですね。これは、法科大学院できちんとやっているような科目を少しは勉強しておいてもらった上で、予備試験の受験資格を認めてもらわないといけないのではないかと。こういう考えで、苦心の策で、これが出てきたと思うのですけれども。そこら辺についてはどんな御意見をお持ちか。次回までの検討としてみたいと思いますので、御意見あれば承っておきます。

○有田顧問 私は、予備試験の関係では、選択科目を加えておかなければいけないのではないかと考えています。この選択科目が1科目になるのか、2科目になるのか、分かりませんが、可能な限り科目を追加すると、増やすというか、そういう形の方が私はいいと考えています。

○納谷座長 ほかに何か。どうぞ。

○宮崎顧問 予備試験の改革につきましては、短答式は3科目になるということも提案されているんですね。本試験の場合、未修組がいるから、短答式試験の負担を軽くしてやろうという大義名分があったのですが、今回、予備試験まで短答式の科目を削除することについては、大義名分がないのではないかと。法科大学院で学ぶ幅広い分野について、もちろん司法試験のように難しい短答式を課せというつもりはありませんが、幅広い科目について一通り勉強したということがチェックできるように、論文式試験だけではなかなかチェックできない面もありますから、きちっとチェックできるように、3科目にするという点については反対をいたします。

○納谷座長 ということは、具体的に言うと、現行の予備試験で短答式試験はこれだけたくさんありますけれども、これを維持した方がいいという御意見ですか。

○宮崎顧問 維持した方がいいと思います。今のところ、変な言い方ですがけれども、予備試験については受験生もたくさんいらっしやって、合格者もどんどん増えている状況でありますから、予備試験の病理現象だとか、科目が多いことの弊害だとか、あるいは改革すべき立法事実が何もない状況であるわけです。皆さん、どんどん通っておられるわけであ

りまして、これについて、負担軽減という要素は少ないのではないかと思います。むしろ逆に、3年間、あるいは2年間学ばなくても済むというのは、受験科目だけ勉強するというようにどうしてもなりますから、司法試験、本試験から、もし選択科目を削除することになれば、プラスしてやはり予備試験にも入れるのは当然だと考えます。

○納谷座長 よろしいですか。それでは、阿部さん、どうぞ。

○阿部顧問 予備試験についてはよく判断できないところがあります。2つ質問がありまして、そもそも予備試験とは何なのか。本来であれば、法科大学院に何らかの事情で行けなかった人たちの救済措置というか、例外であったわけでありましたが、最近の傾向を見ると、法曹になるためのバイパスみたいになってきているということです。

2つ目は、これから予備試験をどうするつもりなのかということです。放っておけばどんどん受験生は増えてきますし、学部で優秀な方はどんどん予備試験に流れて、法科大学院に見向きもしなくなるという傾向にもなりつつありますが、今後の対応策としてお考えがあるのでしょうか。

○納谷座長 それをやるためにこの顧問会議でやろうとして、試験の実態はどうかとか、実習の実態がちょっと薄かったのも、そのデータも入れながら、法科大学院の方で、これで対応できるか、できないかというアンケートをとったり、いろいろなフィードバックをしながら決めていきたいと思っております。今日も司法修習のところで御説明あると思いますが、そういうこととの兼ね合いも実態もよく理解した上で対応していったらよろしいかなと思います。

どうぞ、山根さん。

○山根顧問 私は、予備試験というのは、法科大学院を卒業した人と同じ実力があるかどうかを見ることに主眼が置かれるということだと思います。

○納谷座長 それは法律で決まっていますからね。5条の1項で同等のということが。

○山根顧問 そうですね。そういったことで、短答式試験においては3法に限定をして、論文の方は選択科目を含めた形とするという提案ですけれども、理解はできるものです。科目数が多いということは、私が想像することでは、受験テストのエリートが法科大学院を経ることなく、詰め込み式で一気に次のステップへ行ける、そういうことをより進めるのかなと。そういったことが定着することには大変違和感がありますので、その視点で試験科目も考えるべきだと思います。

○納谷座長 ありがとうございます。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 予備試験の論文式試験の選択科目の追加は、当然そうすべきだと思います。予備試験が法科大学院修了と同等の力を試すという性格からいっても、当然そこまでやらなければいけないと思います。

ただ、短答式は、私は前回も申し上げましたように、司法試験委員の経験もありますので申し上げますが、憲・民・刑について短答式の問題を作るのは、ある程度幅広く作る

ことができるのですけれども、ここに書いてあるような、行政法、商法、民訴、刑訴、こういうものについて短答式について適切な問題を作るのは非常に難しいのです。しかも、作ろうとすると、特定の分野にどうしても偏るのですね。だから、これで必ずしも受験生の力を測れるとは思いません。この短答式試験の科目については基本重視ということで、憲・民・刑に絞っていいのではないかと思います。

○納谷座長 昔の旧試験、私の受けた、もっと前だったかも分かりませんが、民事訴訟法とか、その他、入れたときがありましたね、短答式で。あれも数年でやめたのは、実務的に非常に難しいこともあったのか、どういう評判だったのか、調べてみないと分かりませんが、そんなに長続きしないで終わった記憶がありますけれども、数年で終わったのではなかったかなと思いました。そんなこともありますので、問題を作るとか、実施する上でも、科目は考えなければいけないのかもしれませんが、実務的に難しい、問題点があることは、ここで発言があったということはとめておいていただければと思います。

どうぞ、宮崎さん。

○宮崎顧問 吉戒顧問の言われたような技術的な問題点がある、だからこそ推進室は3科目に削りたいと。私自身としては、予備試験を軽減するという大義名分はないと思っておりますが、労力的な面からこういう提案がなされているのだろうと思います。ただ、これを削って短答式3科目にし、あと論文式試験にしますと、我々の頃の、いわゆる予備校華やかなりし頃の論点主義、この論点を落とすなという形になって、結局、予備校に行って論点だけ覚えるという方々が増える。さらに、法科大学院は、今、科目試験以外にも必須科目が多くありますから、いろいろなことを勉強しなければならないわけですね。これは本来いいことなのだけれども、予備試験は本当に司法試験科目だけ勉強すればいい。選択科目はわずか1科目ですから、短答式をはずすと、ますます予備試験の負担が軽くなる。さらに特急コースを広げるようなことになってくるのではなかろうかと危惧をしています。

○吉戒顧問 宮崎顧問の懸念も分かるのですけれども、短答式試験というのは、要するに、ある一定の問題があって、5つぐらいの選択肢があるわけですね。これをなるべく短時間のうちに判断して回答していくという力を試していることであって、必ずしも法律的な論理能力、あるいは分析能力を十分に試すことは難しいし、もちろん論述能力などは試すことはできないわけですね。だから短答式試験には限界があると思います。例えば、憲・民・刑の問題数を増やすとかいう形でしっかり受験生の力を測った方が、良いと思います。宮崎顧問のおっしゃるようなことは、論文式の方で選択科目を増やすわけですから、そこで力は測れると思います。

○納谷座長 そうすることで、議論はまだまだ次回もできますので、できればこちらにしたいと思いますが、推進室から何かありましたら、どうぞ。

○松本副室長 2点だけ。先ほど阿部顧問から、そもそも予備試験の現状はいかがなものかという御指摘がございました。今回御提示しておりますのは、本試験をいじる関係での



予備試験の影響ということで、顧問御指摘の点につきましても、検討のスペンは違いますが、我々の検討課題となっております。

もう一点、宮崎顧問から、予備試験についても憲・民・刑に限定するのはいかがなものかという御指摘がございました。これも、こうしたいではなくて、繰り返しになりますが、こういうことが考えられるのではないかという御提案でございますが、そのときの考え方について簡単に御説明申し上げます。この点につきましては、法科大学院修了者と同等の能力ということ、どのような科目で、どのような試験で試すのが適切なのかという問題であると認識しております。

この点、司法試験の短答式という試験方法でございますが、これは、暗記による法律知識を試すものではなくて、法律知識を踏まえた上で、法的な推論能力とか、法的思考力、あるいは体系的に法律を理解する力を試すものであると認識しております。このような法的な推論能力などというのは、まさに法科大学院教育において身につけることが期待されていると考えております。

そして、このような法的な推論能力などにつきましては、先ほどから顧問の方々から御指摘がありますように、基本重視ということとともに、司法試験におきましては、本試験の方におきましては、幅広い科目で試すのではなくて、憲・民・刑について試せば足りると。つまり、憲法・民法・刑法について、このような能力がついていることが試せば、他の科目についても、このような能力を応用することは可能であって、他の科目についてまで試験で判定する必要はないと判断したものと評価できるのではないかと考えているところでございます。

それで、このような考え方は、予備試験についても当てはまる可能性があるのではないかと考えているところでございます。つまり、法科大学院教育で身につけることが期待されております法的推論能力などにつきましても、予備試験受験者が法科大学院修了者と同等の能力があるか否かの判定につきましても、憲・民・刑について、このような能力が身につけている予備試験受験者につきましては、他の科目についても、このような能力を応用することが可能であると判断できる以上、訴訟法などを含む幅広い科目で試す必要はないのではないかと考えた次第でございます。ただ、いろいろ御意見もあるところでございますので、引き続き検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○納谷座長 意見は次回でいいですか。

○宮崎顧問 ただ、今回、司法制度改革で科目を増やしたのはなぜかというところですね。3科目でいいのなら、短答式科目を増やさなくてよかったわけであります。なぜ増やしたのかというと、本当に狭い科目だけ勉強する、そういうことで育ってくる法曹というのが、活動分野にも当然悪影響を及ぼす、そういう観点から科目を増やしたわけでありますから、今の点については異論があります。これ以上はやめておきましょう。要するに、幅広い活動をするためには。

○納谷座長 松本さんが言われたことは、この案を作ってきたときの基本的な考え方は、

こんな形で作ってきましたということの付加的な説明でした。そのところについて、もしありましたら、また次回お願いしたいと思っております。

私は、先ほども言いましたけれども、法科大学院できちんと教育すべきこと、要するに、法曹界全体がビッグバンの時代に入って、従来と違った方向へ行かなければならないので、そのための法科大学院の在り方をどうするかということで考えてきたわけですから。試験科目が決まっても、科目名が同じでも、中身をどうするかということはさらに検討していただかなければならない。このことも、顧問会議としては注文をつけていくことは十分余地としてはあるのではないかと、こう思います。

それはそれとして、いろいろ御意見ありがとうございました。本日のところはこの程度にさせていただいて、先ほども推進室で話がありましたように、法科大学院関係者へのヒアリングをしていただいて、それも踏まえて、次回、この問題について、もう少し具体的に議論していきたい、意見交換をしたい、このように思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ議題がありまして、時間の関係もありますから、次に「司法修習について」の議論に移りたいと思っております。

**○大場室長** では、こちらから示させていただきますが、司法修習についてですが、前回、最高裁からも御報告ありましたけれども、法曹三者のアンケートについて、今日、御報告をいただきたいと思っております。

最初に、最高裁からお願いいたします。小林審議官、どうぞ前に来ていただいて。

**○小林審議官** それでは、最高裁の方から、まず、御報告させていただきます。

裁判所からは、全国50か所の本庁及び立川支部を対象として行いました、民事裁判修習及び刑事裁判修習のアンケートの結果の概要について御紹介いたします。お手元にあります「司法修習に関するアンケート結果」を御覧になっていただければと思います。

指導の実情につきまして御紹介いたしますと、司法修習生は配属部の裁判官の指導の下で、民事裁判であれば口頭弁論、弁論準備手続、和解手続などの傍聴、記録検討、起案及びこれらを踏まえた議論を通じまして、また、刑事裁判であれば、公判廷や公判前整理手続の傍聴、記録検討、起案及びこれらを踏まえた議論などを通じまして、知識、能力のかん養が図られております。

この点に関しまして、民事裁判では資料の1ページ目、刑事裁判では5ページ目でございますけれども、それぞれの一番上の○にありますとおり、新しい修習制度の下での理念がどういうふうに反映されているかということをまず聞いております。ここでは、各庁から、法律実務家に必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させることを念頭に置いて指導している、指導に当たっては、数多くの事件に触れさせるとか、あるいは書面の形式にはこだわらずサマリー起案を活用するといった回答が出されているところでございます。

次に、司法修習生が修習の各課程を通じて必要な知識・能力を修得しているのかどう

かという観点から、資料の一部について御説明いたします。まず、実務修習開始後の早い段階に着目いたします。これは、この資料の3ページ目と7ページ目の一番上の図でございます。ここでは、各庁に対して、分野別実務修習の開始時において、修習生に修習を円滑に行う上で支障となるほど不足している知識・能力はあるか、あるとすれば、それはどのようなものかということを探ねております。これによりますと、そこまでの不足はないと指摘をしているところが多いわけではございますけれども、しかし、項目によっては、一部の修習生にそうした不足があるといった回答が多いものも見受けられるところであります。

この点と関連しまして、裁判教官からは、4回に分けて行われる分野別実務修習のうち、第1クール、あるいは第2クールで教官が行う導入起案の段階では、クラス70人のうち3～4名程度は基本的知識におぼつかない者がいるといった実感も聞かれましたので、こういう実感とアンケート結果が大きく異なるところはないように思われます。

なお、そうした修習生に対しては、各地に出張した裁判教官が面談した際に具体的な勉強方法を指導したり、各裁判所の指導担当者に指導上の留意点を伝えるなどして個別的に指導しているところでございます。

次でございますが、実務修習開始後に裁判教官室から出題する導入起案の効果を尋ねた質問がございます。これは、1ページ目と5ページ目、それぞれ民裁、刑裁とございますが、3つ目の○の2点目でございます。ここにありますとおり、修習生の知識・能力の伸張があったと回答した庁が7割以上ありまして、少なくとも教官による導入起案及び講評というカリキュラムによる指導は相応の成果を上げていることがうかがわれるところであります。

なお、その余の回答は、導入起案前の状況を把握していないので分からないという回答か、あるいは理由の記載のないものでございました。

そして、裁判実務修習終了時点の段階に着目いたしますと、修習終了時点において、修習生に対して、その時点において必要な知識・能力を修得させられたかという質問がございます。これは、3ページ目と7ページ目の一番下の黒ボツでございます。ここでは、大体7割ないし8割程度の庁が、この能力を修得させられたという形で回答しております。これらの点に関連しまして、裁判教官からは、集合修習に来るまでに、分野別実務修習などを経ていることによって、多くの者はキャッチアップできている旨、一応、指摘がされているというところではございます。

もっとも、アンケート結果などを見ますと、課題も浮かび上がっているところでございます。例えば、6ページ、これは刑事裁判でございますけれども、ここのグラフを御覧になっていただければと思います。刑事裁判修習においては、起案件数の少ない者がいることも否定できないところでございます。この点につきましては、複数の修習生で同じ既済記録を使って議論するとか、そういった指導上の工夫も行われているところではございますけれども、やはり引き続きこうした指導上の工夫の取組を進めていく必要があるのでは

はないかと感じているところでございます。

また、分野別実務修習の実を上げるためには、修習生が実務修習に円滑に入ることができるように指導する必要があり、従前から修習開始前後に導入的教育、例えば、事前課題を検討させたり、開始後の導入起案と公表、あるいはDVDでの教材の視聴などによって、法科大学院で学んだ教育と司法修習における実地の修習との架橋を図っていたところではあるわけでございます。

しかし、先ほど御紹介しました裁判実務修習開始時に実務修習を円滑に行う上で著しく不足している知識・能力の有無や程度を尋ねた質問において、民事裁判でいえば、民事実体法の知識、要件事実の考え方、事実認定の基礎的知識・理解、あるいは刑事裁判では、刑事訴訟手続の基本的知識、事実認定の基礎的知識・理解などのように、一部の修習生に不足があるといった回答が比較的多かった項目も見られるところでございます。

このような指摘がされる背景事情として、法科大学院ごとの教育状況の差異、あるいはこれに起因する知識・能力の差異を指摘する意見や、各庁の実感も示されているところではあり、また、裁判教官からは、法科大学院での学習から司法修習の開始までに時間がたっており、平均的な修習生は大部分を忘れてしまっているのではないかと指摘もあつたところであります。この辺りもあり、円滑に実務修習に入るための導入的教育の在り方が現状で十分なものとなっているかどうか、これをよく検討して、十分でない部分については、その問題状況に応じた対応を考えなければならないものと考えております。

修習を所管する立場にあります裁判所といたしましては、修習の実情を踏まえまして、1年間という限られた期間で、導入段階だけではなく、修習全体について、いかに充実させて修習の理念を実現できるものとするかと、こういう視点から検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、続いて、法務省刑事局、神村総務課長からお願いいたします。

○神村総務課長 それでは、御説明を申し上げます。資料ですと、通し番号の33ページからとなります。通し番号の33ページから、私どもが行いましたアンケート結果の概要となっております。

まず、この御説明を申し上げる前に、若干前提となる事項を申し上げておきたいと思っております。まず、これは裁判所、最高裁判所とも同じですけれども、全国51の庁を対象に実施したアンケートの結果を概要としてグラフで示したものでございますが、申し上げたいのは、この結果について、何を意味しているのかを詳細に分析したわけではないので、あくまで暫定的なものとして取りまとめたということでございます。

それから、もう一点、このアンケートの前提として、検察実務修習というものの持つ特殊性について、少し述べさせていただきます。

検察実務修習は、実務家の個別的指導の下での実際の事件の処理を体験的に学ぶ個別

修習を中心として行われることになっております。平たく言いますと、我々は生の事件と呼びますけれども、実際に進行しております生の事件、逮捕され、あるいは勾留されてという身柄の事件も含めた、そうした生の事件の処理を、いわばその担当者になぞらえて、修習生がみずから被疑者の取調べ、あるいは被害者、目撃者、その他参考人からの事情聴取等も行っていくという、そういう特殊な部分がありまして、その意味では、検察実務修習を修習生に行わせるに当たって、修習生に対しては、既にその時点で、いわば法曹に準ずる自覚とか、レベルとか、そういうものをどうしても求めたくなると、こういう実情がございます。

その上で、中身について御説明を申し上げます。まず、1ページ目の一番上のところですが、検察実務修習開始時において、検察実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があるかという質問に対して、結局のところ、51庁全てが「思う」という回答になっておりまして、その中身を棒グラフにあらわしてありますけれども、特徴的でありますのは、上から7つ目「事実調査に関する基礎的知識・理解」といったところは、赤で示してあります「大部分」としている庁が多く、また「半分程度」の修習生が欠いているのだと言っている庁が23庁にも上るということで、そういう意味では、非常に多いと言える部分かと思えます。あるいは上から4番目の「検察官の捜査・公判活動や検察事務に関する基礎知識」についても同様に、「大部分」の修習生が欠いているとする庁の数や、「半分程度」の修習生がそれを欠いている、不足しているとする回答をしている庁の数が多いということが見てとれます。

そして、1ページの下でありますけれども、検察実務修習の開始に当たっては、全ての庁が導入教育というものをまず実施しておりまして、その期間は「1週間未満」とするところもあれば、「2週間以上3週間未満」とする庁もあるということで、まずは導入教育というものを現状で実施しているということでございます。

続きまして、2ページをお開きください。2ページ目は、導入教育として実施しているカリキュラムを掲げているものでありますけれども、その下に自由記載で、どうしてこういうカリキュラムを実施しているかということを書いてもらった部分について紹介しますと、事実認定に関する基本的な検討方法や、実務修習開始時に必要な知識等を修得していない者が多いため、こういった理由でカリキュラムを設けているのだということになっております。

それから、その下は、現在実施している導入教育により、不足している知識・能力を補うことができていると思うかということ、「思わない」とする庁が大多数に上っているという状況にあります。

その理由について、また自由記載欄の一番下を見ますと、小規模庁ではやはりいろいろ困難があるといったこと、その1つ上ですと、各地検ごとでやっても均質な教育を行えないといった点を挙げていることが見てとれます。

少し飛ばしますが、3ページの中ほどに、実務修習開始前に、一定期間、司法研修所

による統一的な導入教育を行う必要があると思うかという問いを立てております。これについては、全ての庁が「思う」と答えております。

そして、自由記載欄を見ていきますと、一定期間、司法研修所による統一的な導入教育を実施して、実務における手続の流れとか、事実認定に関する基本知識等についての教育を行う必要があるのだと考えている庁が見られるということでございます。

次に、4ページを御覧ください。これは公判実務修習、検察の実務修習の中で、捜査の部分と公判の部分があるわけでありましてけれども、現状ではやはり生の事件を与えて、警察から送られた時点から基本的に与えて、そうしますと、捜査の段階で時間を費やすこととなりますので、どうしても捜査を体験させるという部分が主体になっております。そこで、公判の方はどうかということでありまして、ちょっと字が小さいのですが、青い部分の31庁は修習生全てに公判修習を実施しているという答えであります。その余の部分は、全ての修習生には実施できていないというグループでありまして、8庁につきましては捜査実務修習をある程度終えた者のみ、5庁では希望者のみ、3庁については全く実施していないという状況になっております。

実施していない理由を見ていきますと、結局のところ、公判実務修習に割く時間が無いのだということになっております。

それから、5ページから6ページにかけて、選択型修習の関係の間を立てております。6ページを御覧いただきたいのですが、円グラフは、選択型修習期間の期間について、適当と思うかどうかに関するグラフでありまして、期間について適当だと「思わない」という庁が46庁、90%以上に上っておりまして、では、どのくらいの期間が適当なのかについて、円グラフで表しているわけでありまして、これについては、今の2か月よりは短くていいのではないかと、こういう意見になっているということでございます。

その理由を見ますと、ここが少し注目する必要があると思っております。選択型修習の2か月を全て選択型修習に当てている修習生は少数と思われるため、これはそうなのですが、その下でありますけれども、プログラムの多くは、本来全ての修習生が知識等を得ておくべき内容であって、全修習生を対象とした方が有意義だという意見が出ております。

また、その下ですと、検察庁で提供している修習の意義について、必ずしも意義があると思われないというのが43庁に上っているのですが、ここについても、実際の理由を見ていきますと、下から2番目ですと、分野別実務修習で時間の都合上行えなかったものをやっているから、結局、分野別実務修習期間内にやった方がいいのだということで、意義があるけれども、選択別修習としてはどうなのかといった意見であると思われまして。

それから、7ページであります。現在の検察実務修習により、必要な技法・思考方法を修得させられていると思うかという問いであります。「思わない」と回答した場合には、技法・思考方法を修得させるためには、どの程度の実務修習期間が追加で必要になると思うかという問いでありまして、その結論と申しますか、回答結果は、修得させられてい

ると「思わない」というのが48庁、94.1%に上っていて、それらを修得させるために必要と考えている期間としては、「1週間未満」が5庁、「1～2週間程度」が12庁となっている。一方、「1か月以上」としているところも19庁に上っているということでございます。

その理由を見てまいりますと、導入教育に時間を取られてしまって十分な時間がないとか、公判実務を指導することができていないといったことが理由として挙げられております。

追加で必要なカリキュラムとしてはどういうものかというのがその下にございますけれども、やはり公判修習をやるべきだということ、それから、現在よりも多数の事件を処理させるべきだといったことなどが挙がっております。

なお、この結果につきましては、現在の検察実務修習が及第点に達していないということを示しているのではなくて、よりよい修習を考えたならば、検察実務修習については、検察実務修習のコアの部分、実質の部分の期間がさらに伸ばせれば、より大きな効果を挙げられるのだということを訴えているのだと考えられるところであります。

最後に、7ページから8ページは、修習生の状況に関するアンケート結果であります。これをどう見るかはなかなか難しいのでありますけれども、7ページの下ですと、旧修習と比べて、修習生の資質や能力に大きな差があると思う、半数の庁がそう言っているということが出ております。

他方、8ページであります。一番下の修習に対する熱意は感じられるかというところについては、差はありますけれども、熱意が感じられるとしているのを合計すると、結局、それが47庁に上って、大部分となっております。

以上が法務省刑事局が実施しましたアンケートの概要の御説明でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、続いて、日本弁護士連合会から、鈴木事務次長にお願いします。

○鈴木事務次長 日本弁護士連合会事務次長の鈴木でございます。

弁護士会の行ったアンケートについて御説明させていただきます。資料の通し番号55ページ以下が報告資料になっております。調査票はその後ろにございます。

日本弁護士連合会は、各弁護士会にアンケートを行うとともに、個別指導担当弁護士にもアンケートを行いました。弁護士会の方は53会から回答をいただいておりますけれども、個別指導担当弁護士の方は、全個別指導担当弁護士1,902名中、1,066名から回答をいただいております。早速中身に入らせていただきます。

司法修習の指導に当たって、修習生が将来どんな分野で活動することを念頭において指導しているかという問いに対して、担当弁護士の半数が「法廷実務に限られない幅広い分野」を念頭に置きながら指導しているということでございます。他方、38%が「法廷実務を中心とする分野」だという回答を寄せております。

また、司法修習生の指導に当たって、そうした分野で活動するのに必要な知識・能力を

いつの時点で修得していることを目指しているかということに関しましては、54%が「司法修習終了後適切なOJTを経た時点」という回答を寄せておりました、「司法修習終了時点」という回答は25%となっております。この意味では、OJTというものがかなり期待をされていることを御理解いただければと思います。

続いて、2ページ目の3番でございますけれども、司法研修所による統一的な導入的修習がなくなり、弁護実務修習開始時に修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことがあるかという問いをしております。この点については、弁護士会の方で「思ったことがある」が31会、個別指導担当弁護士では「思ったことがある」は34%、逆に「思ったことがない」は48%と、弁護士会と担当弁護士との間に少し認識の違いが出てきております。

続きまして、問4、先の問題で「思ったことがある」と回答した場合のみ、支障となるほどに不足しているのはどのような知識・能力なのかという質問をしております。弁護士会では、「実務科目についての基本的知識・理解」「当事者法曹としての視点・姿勢の理解」「法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解」、それから「書面表現能力」といったところが割格的には高くなっているように見受けられます。また、個別指導弁護士を見ると、「書面表現能力」が不足していると回答している人が多くなってございます。

続きまして、3ページの問5でございます。第66期で弁護導入講義というものを実施しました。これは、分野別実務修習の第1クールの冒頭で、民事弁護と刑事弁護、それぞれ1日ずつサテライトで導入講義を実施したものです。この弁護導入講義は、弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足していた知識・能力の全部または一部を補うことができる内容だったと思うかという問いをしております。弁護士会では55%が、支障となるほどに不足していた知識・能力の全部又は一部を補うことができる内容だったと思うと回答しております。指導担当弁護士は必ずしも全員が弁護導入講義を見ているわけではないので、分からないという回答が多くなっております。

続きまして、4ページ目、これも弁護導入講義によって、司法修習生が弁護実務修習を行う上で必要な知識・能力が備わり、または深まったと思いますかという問いに対して、55%の29弁護士会から、そのような能力が深まったのではないかという回答が来ております。

ただ、一方、8番目でございますが、弁護導入講義に足りない要素があると思うかに関して、「思う」と回答した弁護士会が14会ございます。

その回答の中身としては、9番目を見ますと、カリキュラムの問題ではなくて、日数不足という指摘が12弁護士会から返ってきてございます。これが12会から返ってきてございます。

続きまして、5ページの10番目を御覧ください。法科大学院で教育できない知識・能力があると思うかという問いを個別指導担当弁護士にしております。64%の681人から、教育できない知識・能力があると思うと返ってきております。



その中身はどのようなものかということに関して、11番でございますが、「法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解」「社会人としてのマナー」「事実調査に関する基礎的知識・理解」「当事者法曹としての視点・姿勢の理解」「事実認定に関する基礎的知識・理解」といったものが、それぞれほとんど同じような人数で挙がってきてございます。

続きまして、次の6ページの15番でございます。実務修習開始前に一定期間、裁判・検察・弁護修習について、統一的な導入修習を行う必要があると思いませんかという問いでございますが、48弁護士会及び81%の指導担当弁護士から「思う」という回答が返っております。

「思う」と答えた場合に、その中身としてどのようなものが必要かということですが、ここも「法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解」「実務基礎科目についての基礎的知識・理解」「当事者法曹としての視点・姿勢の理解」というものが弁護士会から強く出されております。また、個別指導担当弁護士からは、「事実認定に関する基礎的な知識・理解」「実務基礎科目についての基礎的な知識・理解」「法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解」といったあたりが出てきております。

そして、そのような統一的な修習を行う場合の期間のイメージですが、ここは弁護士会も担当弁護士も「2か月程度」という回答が一番多く挙がってきております。他方、弁護士会の方は、2番目には「1か月程度」という会が多くなっております。指導担当弁護士は「2か月以上」という回答が「1か月程度」よりも多くなってございます。

また、行う場所については、弁護士会も指導担当弁護士も、司法研修所で行ってほしいということになっております。

また、7ページ目の17ですけれども、個別指導担当弁護士による指導の下で、修習生にどのような修習を行わせているかという問いをしてございます。法律相談への同席の場合に、どの程度までやらせているかというあたりを細かく聞いておりますから、この辺も御覧いただければと思います。個別指導弁護士は、修習生に対して、総じて主体的なかわりのある修習をさせようとしているところが伺われるものだと思っております。

続きまして、9ページ、18でございます。弁護実務修習終了時において、司法修習生に必要な知識・能力を修得させられたと思いませんかという問いに対して、指導担当弁護士は、「思う」が32%、「思わない」が31%、「分からない」が37%と、ほとんど3分の1ずつということになってございます。

その中で、修得させられたと思うという場合に、修習生に必要な知識などを修得させるに当たって障害と感じたことを問うております。これは修得させられた「思わない」と答えた方も同じなのですが、「1つの事件を継続して修習させることができなかった」という回答が非常に多く出てきております。これは、やはり修習期間が短いのだということがあらわれているものと理解されます。

それから、11ページ、現在の弁護実務修習の状況について感じていること、ここも

同じように「1つの事件を継続して修得させることができない」という点について、弁護士会も担当弁護士も悩みながらやっているところがうかがわれると思います。

それから、23番目の問いになりますが、今後、弁護実務修習の内容を充実させると考えたときに、司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものかということ、法改正の可否を問わずということ、これは御覧いただければよろしいかと思いますが、16ページの24で、そのように答えた理由を聞いておまして、できるだけ弁護士活動を直接体験させたい、あるいは生の事件に取り組むようにさせたい、そして法曹としての一応の仕事が開始できる水準に上げたいと、いずれもそういった意識で当たっていききたいのだということ、これを回答しているようでございます。

それから、選択型実務修習について、17ページの29番でございまして、個別指導担当弁護士の立場から、選択型実務修習のよい点、悪い点を挙げてもらっておりますが、多様な法曹として活動に触れることができる、分野別実務修習をより進化させることができるというよい点を挙げている一方、ホームグラウンドでの修習に身が入らないとか、希望しても選択できない司法修習生に不公平がある、用意されたプログラムの期間が短く、中途半端であるといった回答も寄せられているところでございます。

18ページ30番、旧修習時代の司法修習生と新修習時代の司法修習生で変わった点があるかという点について、弁護士会の方ではマイナス方向への変化を指摘する記載が多くございます。他方、担当弁護士の方からは、基礎的知識が上がった、あるいは情報量が多い、プレゼン能力の高さがあるという回答も寄せられる一方、そのようなプラス評価をされながらも、知識が足りない、能力が低下という意見も出ているところでございます。また、経済面や就職について苦労しているという回答も出ているところでございます。

また、31は、新修習当初の司法修習生と最近の司法修習生との間の変化でございまして、ここは貸与制による変化を指摘する回答が多く出されてございます。

概要は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次に、司法修習に関する推進室の現時点での考え方について説明させていただきます。

○松本副室長 それでは、私から御説明申し上げます。資料6-1と6-2について御説明申し上げます。

推進室といたしましては、現時点におきまして、導入的集合修習の創設が必要ではないかと考えております。資料6-2をまず御覧ください。資料6-2が司法修習制度の変遷でございます。資料6-2の1枚目におきまして、現行の司法修習の枠組みを載せておりますが、ここにはございますように、いきなり実務修習に入るという状況でございます。ただ、この点は、2枚目の一番右から、古い時代からさかのぼっての図になりますが、全体の修習期間との関係で、期間はさまざまでございますが、旧修習の時代は、例えば、2年の修習期間中は約4か月の前期修習が、期間が1年6か月になったときには3か月の前期

修習が、1年4か月になった時点では2か月の前期修習が行われておりました。

6-2の1枚目にお戻りください。新司法試験の最初の合格者、これは新60期になるのですけれども、新60期につきましては、言い方が変わりました、導入修習というものが集合で約1か月間行われておりました。ただ、これ以降の新修習については、この前期的なもの、あるいは導入的なものが行われていないという現状でございます。

この点のこれまでの議論の経緯について若干御説明申し上げます。冒頭、事実上の配付資料ですという形でお配りをしたものの中の「法曹養成制度検討会議における司法修習の内容に関する意見」を御覧ください。

まず、第10回会議におきまして、田島委員、この方は南高愛隣会という長崎にある福祉施設の理事長でございますが、このような意見を意見書として提出されております。中段あたりから読み上げますが、「現在の司法修習生は、いきなり各地の裁判所、検察庁、弁護士事務所での実務修習を始めることになるが、現実の事件で多忙な現場で、『前期修習』に当たるような教育を高いレベルで行うことは、なかなか難しく、各配属地によってその質もばらばらとならざるを得ないと聞いている。また、このような導入教育を、刑事裁判・民事裁判・検察・弁護でそれぞれ2か月ずつしかしない実務修習期間中に行うことにより、実際に実務修習を行える期間がますます短くなってしまっても聞いている。これは、泳ぎ方を知らない人をいきなり池に放り込み、池に放り込んでから泳ぎ方を無理矢理やりに教えるようなものである。新司法修習の1年目は1ヶ月間の導入的研修を行ったと聞かすが、以前の『前期修習』ほどではないにしても、最低限、一定期間、司法修習生をあくまで手統一的、組織的に、実務の基本となる事項を教える『実務導入教育』を行い、あらかじめある程度の『泳ぎ方』を修得させるべきである。」、このような意見でございました。

さらに、第11回会議におきまして、丸島委員からは、2行目辺りでございますが、「将来的には、法科大学院が一定部分の臨床教育を含めてもっと充実してやれるようになればよいと思いますが、短期的にはなかなかそこまではいかないという段階で、相互の連携をよく意識しながら、導入修習というものについて、その期間・内容を含めて、きちんと位置づけ、さらに強化する方策を引き続き検討した方がよいと思います。」、このような御発言がありました。

さらに、同じ回の検討会議におきまして、伊藤委員、この方は元検察官でございますが、「私が把握している範囲で申しますと、相当な危機感を私たちはみんな持っています。かつてのような前期修習がないものですから、実務修習の期間は大体2か月ぐらいですけれども、その現場で最初の2週間ぐらいは導入教育のようなことをしている。そうするともう残りは1か月半。1件の事件を実際に、取調べ修習などというのは昔からあるんですけれども、調べられるか、調べられないかぐらいのような状況だと。つまり、非常に形骸化しているといえますか、実りのないものになっております。」、このような発言があったところでございます。

さらに、政治の側の意見として、もう一枚御覧ください。前回もお配りしております

自民党の司法制度調査会の中間提言におきましては、「実務的に可能な限り来年度からの前期修習の復活やそれと同等の導入的修習の開始を提言する」となっております。

さらに、自民党におきます議連の意見書といたしまして、「前期修習を復活し」というような提案がなされております。

さらに、公明党のPTにおきまして、「修習の冒頭での導入的修習の実施の検討を含め、司法修習の期間・内容の検討をする」という内容の指摘がなされているところでございます。

さらに、御紹介いたしました検討会議の取りまとめ以降、司法修習委員会、これは9月13日に開かれたのですけれども、さらに、その下でのワーキンググループ、これは7月以降、計6回、現在まで開かれております。このワーキンググループには私、あるいは当室の参事官2名も出席ないし傍聴しておりますが、このような議論状況、さらには、本日御紹介がありましたアンケート結果、特に検察、あるいは日弁連が行われたアンケート結果に基づいて、資料6-1に記載しておりますように、実務修習をより効果的なものとするためには、導入的集合修習の創設が必要であると現時点において考えているところでございます。

ただ、これは下のオレンジ色の囲いでも書いておりますように、現在、司法修習委員会、あるいはその下でワーキンググループを立ち上げて、司法修習の運用についての議論、検討がなされている状況でございまして、制度的な改変といいますのは、運用のところと表裏一体をなすものでございますので、このような議論の推移も推進室として見守る必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、今の推進室の考え方について、御質問等ありましたら伺いたいと思います。

○納谷座長 10分しか時間がない。

○大場室長 時間は分かっています。

○納谷座長 次回に回すべきことでは。

○大場室長 御質問だけ。

○吉戒顧問 前提的な意見を言いたいののですが、よろしいでしょうか。ただいま十分な御説明をいただいたわけなのですけれども、今日は時間がもうありませんので、前提的なことだけを申し上げますけれども、司法修習を担当しているのは最高裁判所です。その実施に責任を持っているのも最高裁判所でありますから、推進室の方では、この問題の検討に当たっては、最高裁判所とよく連携していただきたいと思うのです。よく意思疎通を図っていただきたいと思います。その上でももちろん、最高裁の方も推進室との連携を図っていただきたいということを、冒頭に述べさせていただきます。

○大場室長 では、時間もありませんけれども、座長の方から皆さんの御意見を伺っていただければと思います。

○納谷座長 御提案なのですけれども、資料も膨大です。貴重なアンケート結果だと思いますので、次回までによくお読みいただいて、それで意見を言っていた方がいいかなと思います。どなたかがお話しすると、10分ではとても收拾がつかなくなると思いますので、できればそうさせていただけませんか。どなたか、どうしてもこの際、ここは言っておかないと、またはこういうものについて次回やってほしいということとか、資料を出してほしいということがあればお伺いしますけれども。次回もこのアンケート結果について、各庁で説明は補充的にすることはもうできないのですか。

○松本副室長 アンケートそのものは今回だけを予定しております。次回は、推進室がその時点で考えている追加の御説明とともに、顧問の先生方の御意見をお聞かせいただければと思っております。

○納谷座長 もし何か新しいことが出てきたら、そこはもう一回、先に送ってでも説明を聞いてもらうことにいたしましょうか。ともかく私のところへ来ている予定の時間は1人5分という約束だったのですが。皆さん、これだけの資料ですので、10分か、その前後はかかっている説明もありましたので、ちょっと遅れてしまったのですが。それはそれとして、貴重なアンケート結果ですので、丁寧に扱いたいと思います。次回までにお読みいただいて、こういう点を聞きたいとか、こういう意見があるのだけれども、どうだろうかということがあれば、大場室長の方へ事前に送っていただければ、それに沿うような資料を用意してお答えすることにも対応させていただきたいと思えますけれども。そういうことでよろしいですか。今日は時間がないので、その方がよろしいかなと思います。いずれにしても、吉戒顧問がおっしゃられたように、最高裁との関係も、実務修習のことについてはいろいろなこともありますので、意思疎通を図って、現状を踏まえてどうするかということを、ここの顧問会議の審議も必要ですけれども、そちらの動きも一方ではやっていただかなければならない面もあることは確かですので、それはそれで尊重して対応していきたいと、このように思っております。

○大場室長 分かりました。このテーマにつきましては、推進室におきましても、最高裁の司法修習委員会における検討状況も見極めながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、本日午後4時に本年の司法試験の予備試験の論文式の試験の結果が公表されましたので、御報告させていただきます。資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

○大場室長 それでは、推進室の方から、その資料の御説明をさせていただきます。

○松本副室長 概要だけ御説明申し上げます。本年度の予備試験論文式試験の合格者数は381人でした。これは、昨年が233人でしたので、148人の増加となっております。一昨年、平成23年は123人でした。本年度の平均点につきましては、175.53点、これは昨年と比較しますと14.67点下がっております。

以上でございます。

○大場室長 以上でありますけれども、これについて御質問は特にございませんでしょうかね。

○納谷座長 結果は結果で受けとめて、次回、この検討の中で資料として使っていただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、間もなく終了時刻となりますので、本日はここまでとしたいと思います。

次回の予定につきまして、推進室からお知らせいたします。

○松本副室長 次回は11月12日の火曜日午前10時からお昼まで、場所は本日と同じ、この部屋で開催をいたします。詳細につきましては、追ってお知らせをいたします。

1点、法務省の下に活動領域に関する有識者懇談会というものを設置すると御説明申し上げましたが、初回があす開催されます。恐らく今月、あるいは来月には、その下の分科会も開催する予定となっておりますので、その議論状況につきましては、また個別に顧問の先生方に御説明をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私からは以上でございます。

○宮崎顧問 よろしゅうございましょうか。

○納谷座長 どうぞ。

○宮崎顧問 それはそれで結構でございますけれども、今日、司法修習についての議論が一巡もしなかったというのか、意見を言う時間がなかった。その原因は私にもあるのかもしれないけれども、非常に時間がかかるし、次回、また司法試験の問題もありますし、また、法曹人口についても議論をするということで、課題が増えたと思います。この時間割、2時間という中で議論が可能なのでしょうか。次回から説明が少なくなるから議論の時間がたくさんあるよということならいいのですが、この2時間で足りるのか、時間の延長をしなくていいのか、あるいはこれで足らなかつたら、もう一回また設定していただけるのか、今日の進行を見まして、議論の時間がなかなかとりにくいと思ったものですから、進行についてお尋ねします。

○納谷座長 座長としては、もう少し考えさせていただいて、12月17日の未定のところも使わないと無理だという感じは私も持ちましたし、それは期日として御用意していただきたいことと、法曹人口については、宮崎顧問の方から、できるだけ早く頭出しということがあったので、最初に推進室の方から、日程の一部修正提案をなされたように入れ込んだのですが、今日のアンケートの結果の議論が全然できていなかったのも、多少遅れるかもしれませんし、やりくりは事務と私で検討させていただいて、できるだけ議論ができるような時間を作りたいと、このように思っております。御協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大場室長 それでは、今、宮崎顧問からあった点につきましても調整させていただきたいと思ひます。

それでは、今日はこれで終わりにさせていただきます。次回もよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。